

兵庫県小野市  
ウェブアクセシビリティガイドライン

第1版

平成30年12月

総務部 ICT推進課

## 目次

1	ガイドライン策定の目的	1
2	ガイドラインの適用範囲	1
3	ウェブアクセシビリティの必要性	1
4	根拠となる規格	1
5	配慮の対象となる利用者	2
6	達成等級と達成基準	2
7	目標とする等級	2
8	ガイドラインの見直し	2
9	達成基準	3
9.1	情報を見やすくするために	3
9.1.1	スタイルシートを適切に使用する	3
9.1.2	文字色と背景色の組み合わせ、コントラストに配慮する	3
9.1.3	文字サイズは利用者が変更できるようにする	3
9.2	情報を探しやすくするために	4
9.2.1	文書の見出しを適切に分ける	4
9.2.2	箇条書きは HTML で表現する	4
9.2.3	適切なページタイトルをつける	4
9.2.4	複数の探索手段を用意する	4
9.2.5	共通ナビゲーションの仕組みを用いる	4
9.3	ホームページ内を快適に移動できるように	5
9.3.2	リンク箇所は、識別と選択のしやすさに配慮する	5
9.3.3	ファイルにリンクを設定する場合は、わかりやすさに配慮する	5
9.3.4	市サイト内のリンクと、外部サイトへのリンクとを区別する	5
9.3.5	リンクは原則として新規ウィンドウを開く設定にしない	6
9.4	情報の内容を理解できるようにする	7
9.4.1	データを表すための表はわかりやすい構成にする	7
9.4.2	レイアウト目的での表の使用は最小限とする	7
9.4.3	ページの自動更新や自動的な移動は行わない	7
9.4.4	フレームは使用しない	7
9.5	情報を支障なく理解できるようにするために	8
9.5.1	画像に適切な代替テキストを用意する	8
9.5.2	PDF は可能な限り使用せず、使用する場合は提供方法に配慮する	8
9.5.3	単語の間にスペースや改行を挿入しない	9
9.5.4	形状、または位置のみに依存した情報提供はしない	9
9.5.5	色だけに依存した情報提供はしない	9

9.5.6	言語コードと文字コードを指定する .....	9
9.5.7	規格及び仕様に準拠する .....	9
9.5.8	機種依存文字は使用しない .....	10
9.5.9	文字を必要以上に画像化しない .....	10
9.5.10	音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報をテキストで用意する ...	10
9.5.11	動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報をテキストで用意する ...	10
9.5.12	Flash は原則として使用しない .....	11
9.5.13	利用者が音声を制御できる仕組みを用意する .....	11
9.6	入力や操作を支障なく行えるようにするために .....	12
9.6.1	入力フォームはわかりやすく作成する .....	12
9.6.2	キーボードだけですべての操作が行えるようにする .....	12
9.6.3	閲覧や操作、入力に制限時間を設定しない .....	12
9.6.4	フォームの入力内容を確認し、取消や修正が可能な仕組みを用意する .....	12
9.7	危害や苦痛を与えないために .....	13
9.7.1	表示内容の移動や変化について注意する .....	13
9.7.2	画面の激しい点滅は行わない .....	13
10	<b>参考文献</b> .....	14

## 1 ガイドライン策定の目的

小野市ウェブアクセシビリティガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」をふまえ、高齢者や障害者といったホームページの利用に何らかの制約がある方をはじめ、ホームページを利用する誰もが、提供される情報や機能を支障なく利用できることを目的とし、ホームページ作成の際に配慮すべき項目をまとめたものです。

## 2 ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、小野市サイト（[www.city.ono.hyogo.jp](http://www.city.ono.hyogo.jp)）（以下、「市サイト」という。）の CMS（コンテンツマネジメントシステム）管理下で作成、運用するページを対象とします。

## 3 ウェブアクセシビリティの必要性

ホームページを利用するすべての人が、心身の機能や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報やサービスを利用できることをウェブアクセシビリティといいます。ホームページの作成方法が原因で高齢者や障害者などが情報やサービスを適切に利用できないという問題が生じないように、利用者誰もが等しく情報へアクセスできることに配慮しながらページを作成し、サイトを運用する考え方です。

## 4 根拠となる規格

ホームページで利用される技術の標準化を進める団体である W3C が勧告した WCAG2.0 を含む形で、ウェブアクセシビリティに関する国内の標準規格である JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第 3 部:ウェブコンテンツ」が平成 28 年 3 月に改正、公示されました。

地方公共団体のウェブサイトは、JIS X 8341-3:2016 に対応することが求められています。

## 5 配慮の対象となる利用者

本ガイドラインは、市サイトを訪れるすべての利用者を配慮の対象としています。

その中で、特に利用する際に問題が生じることの多い次の利用者に、できる限りの配慮を行います。

### (1) 視覚障害者

- 全盲（目が見えない、音声読み上げソフトの利用者など）
- 弱視（極めて見えにくい）
- 色覚障害（色の違いが分かりづらい）

### (2) 聴覚障害者（耳が聞こえない、聞こえにくい）

### (3) 肢体不自由者（手の動作が不自由でマウスやキーボードを操作することが難しい）

## 6 達成等級と達成基準

ウェブコンテンツに関する要件への適合の程度を、ウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級（以下、「達成等級」という。）と呼びます。達成等級には等級 A、等級 AA 及び等級 AAA があります。

本ガイドラインでは、達成等級において満たすべき達成基準を定め、ページの作成において対応すべき個別的な要件を規定します。

## 7 目標とする等級

市サイトは、本ガイドライン作成以前からアクセシビリティへの対応に取り組んでおり、既に達成等級 AA に準拠している箇所もあります。今後はさらに取り組みをすすめ、平成 29 年 3 月までに本ガイドラインの達成基準に掲げる JIS X 8341-3:2016 の達成等級 AA に準拠することを目標とします。

注：本ガイドラインにおける「JIS X 8341-3:2016 に準拠する」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 第 1 版 2016 年 3 月 22 日」で定められた表記によります。

(URL <https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/>)

## 8 ガイドラインの見直し

利用者の閲覧環境の変化、ホームページ制作技術の変化に対応するために、本ガイドラインを随時見直すこととします。

## 9 達成基準

### 9.1 情報を見やすくするために

#### 9.1.1 スタイルシートを適切に使用する

▶ 関連 JIS 項目【1.3.1 (A), 1.4.4 (AA), 1.4.5 (AA)】

- (1) レイアウトや文字の大きさ、色などは、原則としてスタイルシートで設定する。
- (2) スタイルシートに対応していないブラウザで表示した場合でも情報が伝わるようにする。
- (3) テキストを画像化する場合は、スタイルシートで同程度の装飾表現が実現できないか十分に検討する。

#### 9.1.2 文字色と背景色の組み合わせ、コントラストに配慮する

▶ 関連 JIS 項目【1.4.3 (AA)】

- (1) ページ内のテキストと背景色のコントラスト（明度）に十分に配慮する。
- (2) 画像にテキストが含まれる場合、画像とテキストのコントラスト（明度）に十分に配慮する。

#### 9.1.3 文字サイズは利用者が変更できるようにする

▶ 関連 JIS 項目【1.4.4 (AA)】

- (1) 市サイトの拡大・縮小ボタンで文字サイズが変更できることを確認する。
- (2) 文字サイズを 200%まで拡大できる機能を提供するとともに、文字サイズを変更した場合に、情報が読み取れないほど表示が崩れることがないように作成する。

## 9.2 情報を探しやすいようにするために

### 9.2.1 文書の見出しを適切に分ける

▶ 関連 JIS 項目【1.3.1 (A), 2.4.6 (AA)】

- (1) ページ作成にあたって、文書の構造を意識し、ページ内に配置する情報それぞれに対して、HTML の構造化要素を適切に指定する。
- (2) 見出し及びラベルは、主題又は目的を説明している。

### 9.2.2 箇条書きは HTML で表現する

▶ 関連 JIS 項目【1.3.1 (A)】

- (1) 箇条書きは、HTML のタグを使い「番号付きリスト」「番号無しリスト」で表現する。
- (2) 箇条書きを、「☆」「◆」「・」などのテキストで表現しない。

### 9.2.3 適切なページタイトルをつける

▶ 関連 JIS 項目【2.4.2 (A)】

- (1) ページ内容が容易に理解できるタイトルをつける。
- (2) 「平成〇〇年度」や「～について」などの表記はしない。
- (3) 複数のページに同じタイトルは使用しない。

### 9.2.4 複数の探索手段を用意する

▶ 関連 JIS 項目【2.4.5 (AA)】

- (1) ホームページの情報探索手段としてキーワード検索機能を各ページで提供する。
- (2) ホームページの情報探索手段としてサイトマップを用意し、各ページへリンクさせる。
- (3) その他、関連するページへのリンクなどを利用者の閲覧行動心理に添って作成する。

### 9.2.5 共通ナビゲーションの仕組みを用いる

▶ 関連 JIS 項目【3.2.3 (AA), 3.2.4 (AA)】

- (1) 各ページのヘッダーとフッターを統一する。
- (2) 各ページにウェブサイトの主要なメニューを配置する。

### 9.3 ホームページ内を快適に移動できるように

#### 9.3.1 リンクの表現はリンク先を容易に理解できる内容にする

▶ 関連 JIS 項目【2.4.4 (A)】

- (1) リンクテキストは、その部分だけを読んでリンク先が容易に理解できる内容にする。
- (2) 原則として、「こちら」などの表現は使用しない。
- (3) 異なる複数の URL へのリンクに同一のテキストを使用しない。

#### 9.3.2 リンク箇所は、識別と選択のしやすさに配慮する

▶ 関連 JIS 項目【2.4.4 (A)】

- (1) リンクテキストと、リンクしていないテキストとを識別しやすくする。
- (2) リンク画像は小さくしすぎないように設定し、クリックできる画像であることを認識しやすい見栄えにする。
- (3) リンクテキストやリンク画像は、適切な間隔を空けて配置する。
- (4) リンクテキストやリンク画像は、リンク部分にマウスカースルを合せた時や、キーボード操作によってリンクにフォーカス(選択可能領域)を合せた時に、色が変わるなどの変化をつけることにより、リンクされた箇所であることが容易に理解できるようにする。

#### 9.3.3 ファイルにリンクを設定する場合は、わかりやすさに配慮する

▶ 関連 JIS 項目【2.4.4 (A), 2.4.9 (AAA)】

- (1) PDF など HTML 以外のファイルへリンクを設定する場合は、リンクテキストにファイルの形式とサイズを表記する。

具体例

[小野市ホームページアクセスカウンター報告](#)<PDF>27KB

(文中の場合：

[小野市ホームページアクセスカウンター報告](#) (PDF : 27KB)

)

#### 9.3.4 市サイト内のリンクと、外部サイトへのリンクとを区別する

▶ 関連 JIS 項目【2.4.4 (A)】

- (1) 外部サイト (www.city.ono.hyogo.jp 以外のドメイン) へのリンクを設定する場合は、利用者が容易に理解できるようにリンクテキストの横に外部リンクであることを表記する。

### 9.3.5 リンクは原則として新規ウィンドウを開く設定にしない

▶ 関連 JIS 項目【3.2.1 (A), 3.2.2 (A)】

- (1) リンクは同一のウィンドウ内で移動するように設定する。
- (2) 新規ウィンドウを開く場合は、リンクテキストやアイコンなどを使用して、新しいウィンドウが開くことを表記する。

## 9.4 情報の内容を理解できるようにする

### 9.4.1 データを表すための表はわかりやすい構成にする

▶ 関連 JIS 項目【1.3.1 (A), 1.3.2 (A)】

- (1) 表は単純な構成とする。
- (2) 表は音声読み上げソフトの読み上げ順を考慮し、内容が把握しやすい構成とする。
- (3) 分かり易い表題（キャプション）を設定する。

### 9.4.2 レイアウト目的での表の使用は最小限とする

▶ 関連 JIS 項目【1.3.2 (A), 2.4.3 (A)】

- (1) レイアウト目的での表は可能な限り使用しない。
- (2) レイアウト目的で表を作成する場合、音声読み上げソフトの読み上げ順を考慮し、意味が通じるように構成する。

### 9.4.3 ページの自動更新や自動的な移動は行わない

▶ 関連 JIS 項目【2.2.2 (A), 3.2.1 (A), 3.2.2 (A)】

- (1) ページ内容の自動更新や自動的な移動は行わない。
- (2) ホームページの URL を変更する場合は、新しい URL を案内したページを用意する。一定時間で自動的に移動する仕組みにしない。

### 9.4.4 フレームは使用しない

▶ 関連 JIS 項目【2.4.1 (A), 2.4.2 (A), 4.1.2 (A)】

- (1) フレームは原則として使用しない。

## 9.5 情報を支障なく理解できるようにするために

### 9.5.1 画像に適切な代替テキストを用意する

#### ▶ 関連 JIS 項目【1.1.1 (A)】

- (1) 画像を使用する場合、代替テキストに画像で表現している内容を簡潔に表す説明を入れる。
- (2) 地図やグラフなど複雑な内容を示している画像の場合は、画像近くに内容を説明する文章や表を用意する。
- (3) 飾り目的の画像は、読み上げられないように代替テキストを空白にする。

### 9.5.2 PDF は可能な限り使用せず、使用する場合は提供方法に配慮する

#### ▶ 関連 JIS 項目【1.1.1 (A)】

- (1) 情報提供はテキストで行うことを基本とする。PDF 形式での情報提供は、次の場合とする。
  - (ア) 申請書の様式やパンフレット、ポスターなど、利用者にレイアウトどおりに印刷し使用してもらう必要があるとき。
  - (イ) 報告書など多数のページで構成される情報を、一つ又は複数のファイルにまとめて収録し提供する必要があるとき。
- (2) PDF 形式で情報を提供する場合は、次の内容に配慮する。
  - (ア) PDF を利用できない場合でも内容を把握できるよう、PDF で提供している情報の内容をテキストで掲載する。対応が難しい場合は、提供している内容に関する問い合わせ先を明記する。
  - (イ) PDF のファイル容量は可能な限り軽量化を図ること。
  - (ウ) Acrobat などの作成ツールは最新版を用いる。標準の設定で「有効」になっているアクセシビリティ配慮に関する設定を「無効」に変更しない。
  - (エ) 公開する前に Acrobat の「文書のプロパティ」の内容を確認し、作成者の名前が「小野市」、「小野市役所」もしくは無記入になっているかどうか確認する。
  - (オ) PDF を提供するページでは、閲覧用ソフトのダウンロードページへの案内及びリンクを表示する。

### 9.5.3 単語の間にスペースや改行を挿入しない

#### ➤ 関連 JIS 項目【1.3.2 (A)】

- (1) 体裁のために単語内の文字と文字の間に、全角スペースや半角スペースを入れない。
- (2) 単語内の文字と文字の間に改行を入れない。

### 9.5.4 形状、または位置のみに依存した情報提供はしない

#### ➤ 関連 JIS 項目【1.3.3 (A)】

- (1) 形状に対して意味を与えるのではなく、代替テキストを指定し、形状を認識できない環境でも、情報を得られるようにする。
- (2) 位置の違いで情報の違いを表したり、操作を指示したりしない。

### 9.5.5 色のみ依存した情報提供はしない

#### ➤ 関連 JIS 項目【1.4.1 (A)】

- (1) 情報の意味や位置づけの違いは、色の違いで表現するだけではなく、テキストでも違いがわかるようにする。

### 9.5.6 言語コードと文字コードを指定する

#### ➤ 関連 JIS 項目【3.1.1 (A), 3.1.2 (AA)】

- (1) `html` 要素の `lang` 属性、または `xml:lang` 属性に、使用している言語を記述する。
- (2) ページ内に別の言語を表記する場合には、`lang` 属性を用いて言語を記述する。

### 9.5.7 規格及び仕様に準拠する

#### ➤ 関連 JIS 項目【4.1.1 (A)】

- (1) 小野市ホームページでは、原則として次の技術にて作成、更新を行う
  - (ア) HTML・・・HTML5
  - (イ) スタイルシート・・・CSS3
- (2) 新たにホームページを構築する際には、HTML やスタイルシートといった使用する技術について、どのバージョンや DTD (文書型定義) で作成するかを、事前に検討して決定する。

#### 9.5.8 機種依存文字は使用しない

➤ 関連 JIS 項目【4.1.1 (A)】

- (1) 丸数字やローマ数字は原則として使用しない。
- (2) 半角カタカナは使用しない。
- (3) 旧字体は、原則として使用しない。
- (4) JIS 第 1・第 2 水準以外の漢字は、原則として使用しない。

#### 9.5.9 文字を必要以上に画像化しない

➤ 関連 JIS 項目【1.3.1 (A), 1.4.4 (AA), 1.4.5 (AA), 1.4.8 (AAA), 1.4.9 (AAA)】

- (1) 文字の画像化は必要最低限にする。

#### 9.5.10 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報をテキストで用意する

➤ 関連 JIS 項目【1.1.1 (A), 1.2.1 (AA), 1.4.2 (A)】

- (1) 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報をテキストで掲載する。
- (2) テキストの準備が難しい場合は、提供内容に関する問い合わせ先を明記する。

#### 9.5.11 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報をテキストで用意する

➤ 関連 JIS 項目【1.1.1 (A), 1.2.1 (A), 1.2.2 (A), 1.2.3. (A), 1.2.4 (AA), 1.2.5 (AA), 1.2.8 (AAA), 1.2.9 (AAA)】

- (1) 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報をテキストで掲載する。
- (2) テキストの準備が難しい場合は、提供内容に関する問い合わせ先を明記する。

#### 9.5.12 Flash は原則として使用しない

➤ 関連 JIS 項目【1.1.1 (A), 1.2.1 (A)】

- (1) グローバルナビゲーションなどの主たる操作部分には **Flash** を使用しない。**Flash** コンテンツを提供する場合は、次の内容に配慮する。
  - (ア) **Flash** コンテンツの中で、イベントの日時や相談窓口の電話番号などの重要な情報を伝える場合には、同等の内容をテキストでも提供する。
  - (イ) **Flash** コンテンツには適切なムービータイトルを付け、コンテンツ自体のアクセシビリティをできる限り確保する。
  - (ウ) **Flash** コンテンツを掲載する場合には、**Flash Player** のダウンロードページへのリンクも併せて掲載する。
- (2) 掲載内容に更新がある場合は、**Flash** 版と **HTML** 版の両方を同時に更新する。

#### 9.5.13 利用者が音声を制御できる仕組みを用意する

➤ 関連 JIS 項目【1.4.2 (A)】

- (1) 音声による情報提供は、自動再生を行わないことを基本とする。自動再生する場合は、次のいずれかの場合に限る。
  - (ア) 自動再生が 3 秒以内で止まる場合。
  - (イ) 利用者が、その音声を一時停止または停止できるようにしている場合。
  - (ウ) 利用者が、システムの全体の音量レベルに影響を与えず、その音声の音量を調整できるようにしている場合。

## 9.6 入力や操作を支障なく行えるようにするために

### 9.6.1 入力フォームはわかりやすく作成する

➤ 関連 JIS 項目【1.1.1 (A), 2.4.6 (AA), 3.3.2 (A), 4.1.2 (A)】

- (1) 入力フォームを用いたページを作成する際には、次の内容に配慮する。
  - (ア) 適切な項目名（ラベル）をつける。
  - (イ) HTML のタグによる記述で、項目名と入力欄との対応関係を指定する。
  - (ウ) 入力項目に制約事項（全角・半角、ハイフンの有無など）を設ける場合はテキストで説明をする。

### 9.6.2 キーボードだけですべての操作が行えるようにする

➤ 関連 JIS 項目【2.1.1 (A), 2.1.2 (A), 2.4.1 (A), 2.4.3 (A) 2.4.7 (AA), 3.2.1 (A), 3.2.2 (A)】

- (1) 全ての操作をキーボードで行えるようにする。
- (2) キーボードの TAB キーを使ってホームページ内のリンクやフォームの選択候補（フォーカス）を移動する場合に、情報の意味のつながりや関係性に即した順序で移動するように、リンクやフォームを配置する。
- (3) メインコンテンツへ直接移動するリンクを各ページの先頭に追加する。

### 9.6.3 閲覧や操作、入力に制限時間を設定しない

➤ 関連 JIS 項目【2.2.1 (A)】

- (1) ホームページの閲覧や操作、入力に制限時間を設定しない。

### 9.6.4 フォームの入力内容を確認し、取消や修正が可能な仕組みを用意する

➤ 関連 JIS 項目【2.4.6 (AA), 3.3.1 (A), 3.3.2 (A), 3.3.3 (AA), 3.3.4 (AA)】

- (1) 入力内容の修正を求める場合には、修正が必要な箇所とその修正方法をすぐにわかるようにする。

## 9.7 危害や苦痛を与えないために

### 9.7.1 表示内容の移動や変化について注意する

#### ➤ 関連 JIS 項目【2.2.2 (A)】

- (1) 原則としてテキスト、あるいは画像を移動させない。
- (2) テキスト内容が変化する画像を作成する必要がある場合は、5 秒経過したら静止させる。

### 9.7.2 画面の激しい点滅は行わない

#### ➤ 関連 JIS 項目【2.3.1 (A)】

- (1) 画面全体を点滅させない。
- (2) 画面の一部を激しく点滅させない。
- (3) 1 秒間に 3 回より多く点滅させない。
- (4) 点滅をさせる必要がある場合は、5 秒経過したら静止させる。

## 10 参考文献

- (1) JISC 日本工業標準調査会 / <http://www.jisc.go.jp/index.html>
- (2) みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016年版) / 総務省  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/guideline.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html)
- (3) World Wide Web Consortium (W3C) / <https://www.w3.org/>
- (4) ウェブアクセシビリティ基盤委員会(WAIC) / <https://waic.jp/>
- (5) ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0  
日本語訳 / 翻訳 ウェブアクセシビリティ基盤委員会  
<https://waic.jp/docs/WCAG20/Overview.html>
- (6) ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 第1版 2016年3月22日  
<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/>
- (7) Web アクセシビリティ完全ガイド/ アライドブレインズ:日経 BP 社
- (8) 環境省ウェブサイト作成ガイドライン/ 環境省  
[http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web\\_gl/index.html](http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/index.html).